



うちなー健康経営宣言

第 633 号

令和 4 年 9 月 6 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

「働き方改革」が呼ばれている昨今、弊社においても人づくりを念頭に、働きやすい職場環境づくりに取り組み、若い力による職場の活性化を図っているところです。社員一同が、生き活きと活躍するうえで資本となる「健康の充実」なくしては、社業の発展は望めません。

弊社は、社員の心身の健康づくりに責任をもってサポートすることを誓い、「健康経営宣言」し、社員一同と共に健康維持管理活動に取り組んでいきます。

株式会社明成建設 代表取締役 知念 章

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 運動機会の増進に取り組む。
5. 適正飲酒対策に取り組む。
6. 感染症予防に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。